

横浜市排水設備要覧

平成29年度改正版

横浜市環境創造局

目 次

第1章 排水設備工事関係法令等の概説

第1節 用語の意義

1	下水	1-1
2	下水道	1-1
3	公共下水道	1-1
4	終末処理場	1-1
5	排水区域	1-2
6	処理区域	1-2
7	未処理区域	1-2
8	一般下水道	1-2

第2節 排水設備

1	排水設備の定義	1-3
2	排水設備の確認範囲	1-3
3	供用開始に伴う義務等	1-7
(1)	排水設備の設置義務等	1-7
ア	排水設備の設置義務	1-7
イ	排水設備の設置義務者	1-8
(2)	水洗便所への改造義務等	1-8
(3)	し尿浄化槽の廃止	1-9
(4)	水洗便所新設	1-9
4	排水設備の接続方法	1-10
5	排水設備等の計画の確認	1-11
(1)	排水設備等の計画の確認	1-11
(2)	くみ取便所を水洗便所に改造する場合の計画の確認	1-12
6	排水に関する受忍義務等	1-12
7	下水の種類	1-13
8	排水設備の工事の施工者	1-14
(1)	排水設備指定工事店	1-14
(2)	横浜市排水設備指定工事店規則	1-15
※	指定の基準	1-15

※ 指定の有効期間	1-16
※ 排水設備指定工事店の責務及び遵守事項	1-16
※ 届出	1-18
※ 指定の取消し等	1-19
9 排水設備工事の完了の届出	1-19
10 排水設備の検査	1-20
(1) 立入検査	1-20
(2) 完了検査	1-20
(3) 責任技術者の立会い	1-20
11 排水設備の改築、修繕又は清掃その他の維持管理義務者等	1-20
ア 排水設備の改築、修繕又は清掃その他の維持管理義務者	1-20
イ 排水設備の管理人	1-21

第3節 除害施設

1 水質規制と除害施設の設置等	1-22
2 下水道法に基づく届出等	1-24
3 下水道法に基づく改善命令及び罰則等	1-24
4 除害施設等の適正な管理	1-25

資 料

1 工場排水の監視を行う公共ます等の設置工事取扱要領（抜粋）	1-27
--------------------------------	------

第4節 罰 則

1 下水道法における罰則	1-32
2 横浜市下水道条例における罰則	1-32

第2章 排水設備の事務

第1節 排水設備等の計画確認申請手続等

1 排水設備等の計画確認申請書の添付書類	2-1
(1) 排水面積及び排水人口による場合	2-2

(2) 地下排水槽設置の場合	2-2
(3) 設置場所が開発行為等にかかる場合	2-2
(4) 雨水排水設備の設置を行う場合	2-2
(5) ディスポーザ排水処理システムの設置を行う場合	2-2
縦断図の省略について	2-3
2 排水設備等の計画確認申請手続を省略できるもの	2-5
3 排水設備等の計画確認申請変更手続	2-5
4 排水設備等の計画確認申請書の設置区分	2-6
5 排水設備等の計画確認申請書の提出に伴う注意事項	2-7
(1) 公道上の接続ますの改修が必要な場合	2-7
(2) 既設の取付管の改修や管径不足の場合	2-7
(3) 接続ますを公道上に設置する場合	2-7
(4) 接続ます及び取付管を新設する場合	2-7
6 私道に下水道を敷設する場合の取扱い	2-7

第2節 排水設備等の工事完了手続等

1 排水設備等の工事完了届出書の添付書類	2-7
2 排水設備等の工事完了届出書の提出先	2-7

第3節 作成例

1 排水設備等の計画確認申請書の作成例	2-8
2 排水設備等の工事完了届出書の作成例	2-11
3 排水設備計画確認申請の説明書の作成例	2-12
4 排水設備計画確認申請の説明報告書の作成例	2-14
5 排水設備計画確認申請の取下げ届の作成例	2-15

第3章 排水設備の技術上の基準

第1節 排水設備の設計

1 基本的事項	3-1
2 排水管	3-2
ア 排水管渠 <small>きよ</small> の基準	3-3
(ア) 同一系統の排水人口 1,000 人未満及び排水面積が 1,500 m ²	

未満の場合の管渠の内径と勾配	3-3
(イ) 同一系統の排水人口 1,000 人以上又は排水面積が 1,500 m ² 以上の場合の管渠の内径と勾配	3-4
(ウ) 管渠の内径と勾配の特例	3-6
(エ) 管渠の材質及び構造等	3-6
(オ) 管渠の接合方法	3-7
3 ます又は人孔（マンホール）	3-7
ア ます又は人孔（マンホール）の設置箇所	3-9
イ ます又は人孔（マンホール）の形状	3-10
ウ ます又は人孔（マンホール）の構造等	3-11
エ ます又は人孔（マンホール）内での落差	3-11
オ 掃除口	3-11
4 ドロップ管又は副管	3-16
ア D-1 型, D-3 型	3-16
イ D-2 型	3-17
ウ D-4 型	3-18
エ D-5 型, D-6 型	3-19
オ 副管	3-22
カ その他	3-22
5 雨水浸透施設	3-24
(1) 雨水浸透施設の設置基準	3-25
ア 「雨水浸透施設の設置判断マップ」による設置判断基準	3-25
イ 雨水浸透施設と建物等の離隔	3-26
(2) 雨水浸透施設の種類	3-28
ア 浸透ます	3-28
イ 浸透管（浸透トレンチ）	3-29
(3) 雨水浸透施設の構造	3-30
(4) 浸透施設の施工例	3-32
(ア) 浸透ます	3-32
(イ) 浸透管	3-34
(ウ) 浸透管の勾配	3-35
(5-1) 雨水浸透施設の記入例	3-36
(5-2) 宅内雨水浸透ます設置検討確認書の記入例	3-38
(6) 施工上の諸注意	3-39
(7) 雨水浸透施設の維持管理	3-40
(8) 開発行為に伴う雨水浸透施設の設置	3-40

6	図面の作成	3-41
	(1) 表示記号	3-41
	(2) 記入数値の単位及び端数処理	3-42
	(3) 記入方法	3-43
	ア 配置図（平面図）の場合	3-43
	イ 縦断面図の場合	3-44
	(4) 記入例	3-45
	ア 合流式の場合	3-45
	配置図（平面図）	3-45
	縦断面図	3-46
	イ 分流式の場合	3-47
	配置図（平面図）	3-47
	縦断面図	3-48
	ウ ドロップ管及び副管	3-50
	配置図（平面図）	3-50
	縦断面図	3-51
7	設計例	3-52
	(1) 排水面積区画割平面図及び雨水排水管渠 ^{きょ} 流量表（面積等計算表）の作成例	3-52
	ア 排水面積 1,500 m ² (0.15ha) 未満の作成例	3-52
	イ 排水面積 1,500 m ² (0.15ha) 以上の作成例	3-53
	(2) 作成上の注意事項	3-57
8	付帯設備	3-59
	(1) 排水トラップ	3-59
	(2) スクリーン（ストレーナー）	3-62
	(3) 阻集器	3-63
	(4) ディスポーザ（生ゴミ粉碎器）	3-68
	(5) 排水ヘッダー（床下集合配管システム）	3-68
	(6) 圧送排水システム	3-68

資 料

1	マンニング公式による円形管流量表（塩化ビニル管）	3-69
2	マンニング公式による円形管流量表（鉄筋コンクリート管及び陶管）	3-71
3	マンニング公式による排水きよ ^{きよ} 流量表（8割水深）	3-75

4	建築用途別最大給水量と平均汚水量算定方法	3-77
---	----------------------	------

第2節 施 工

1	施工上の諸注意	3-79
2	掘削と基礎	3-80
3	ますの設置	3-80
(1)	コンクリートます	3-80
(2)	合成樹脂ます	3-80
(3)	インバート	3-81
4	管布設と接合	3-81
5	埋戻し	3-82
6	社内検査	3-82
7	その他	3-83

第4章 地 下 排 水 槽

第1節 基本的事項

1	設計上の注意事項	4-1
---	----------	-----

第2節 地下排水槽の設置及び維持管理

1	地下排水槽の設置及び維持管理に関する指導基準	4-1
※	指導基準の解説	4-2
※	用語の定義	4-3
※	設計例	4-4
	設計条件	4-4
	計画汚水量の算出	4-4
	ポンプの選定	4-5
	槽の底部構造及び停止水位の決定	4-5
	可動容量、可動水位及び槽の必要最小深さの算出	4-5
	槽の必要最小容量、槽の深さ及び槽の容量の算出	4-6
	槽の構造詳細図（平面図、縦横断面図）の例	4-7
※	地下排水槽等の清掃時に発生する廃棄物の処理	4-10
2	宅地内ポンプ排水施設	4-13
※	ポンプ排水施設等の設置にあたっての設計基準	4-13
3	半地下建物（地下室等）の雨水排水ポンプ	4-14
※	排水設備計画確認申請の記載例	4-15

第5章 水洗便所設備資金の助成及び貸付けに関する取扱い

第1節 助成金

- 1 助成金の種類5-1
- 2 一般助成金の交付を受けることのできる者5-1
- 3 特別助成金の交付を受けることのできる者5-1
- 4 特別助成金の交付の対象となる工事5-2
- 5 特別助成金の交付申請書に添付する書類5-2
- 6 助成金の額（貸付規則第6条）5-3

第2節 貸付金

- 1 貸付金の貸付けを受けることのできる者5-3
- 2 貸付金の取扱いについて5-3
- 3 貸付金の限度額（貸付規則第15条）5-3
- 4 貸付金の償還方法（貸付規則第16条）5-3

第3節 助成・貸付けの事務手続

- 1 申請5-4
- 2 助成・貸付けの決定5-4
- 3 工事の施工5-5
 - (1) 着手5-5
 - (2) 完了5-5
 - (3) 検査5-5
- 4 助成・貸付金額の決定及び支払5-5

関係法令等

- 1 下水道法（抜粋） 参-1
- 2 下水道法施行令（抜粋） 参-17
- 3 横浜市下水道条例（抜粋） 参-22
- 4 横浜市下水道条例施行規則（抜粋） 参-35
- 5 横浜市宅内雨水浸透ます設置促進要綱 参-40

6	横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付要綱……………	参-42
7	横浜市ディスポーザ排水処理システム取扱い要綱……………	参-46
8	横浜市排水設備指定工事店規則……………	参-48